



浦添市告示第 32 号

指定納付受託者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定により、歳入の収納事務を次のとおり指定したので、浦添市会計規則第 32 条の 2 第 2 項の規定に基づき告示する。

令和 8 年 3 月 11 日

浦添市長 松本 哲治



1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地

名称 株式会社 DG フィナンシャルテクノロジー

所在地 東京都渋谷区恵比寿南 3-5-7

2 指定納付受託者に納付させる歳入

浦添市公共施設予約管理システムを通してキャッシュレス決済により収納する施設使用料

3 指定をした日

令和 8 年 1 月 23 日

4 指定納付受託者に歳入を納付させる期間

令和 8 年 3 月 17 日から令和 11 年 3 月 31 日まで